証券コード　８０９８
平 成 20 年 ６ 月 ５ 日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場一丁目15番14号
稲畑産業株式会社
代表取締役社長　稲 畑 勝 太 郎

第147回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第147回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って平成20年６月26日（木曜日）午後５時10分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成20年６月27日（金曜日）午前10時

２．場　　所　大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル９階　当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報 告 事 項
１．第147期（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第147期（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　監査役補欠者１名選任の件
第４号議案　当社株式の大規模買付行為への対応方針の採用継続承認の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.inabata.co.jp）に掲載させていただきます。

【議決権行使に関するご案内】

当日ご出席いただけない場合は、次のいずれかの方法により議決権をご行使ください。

1．議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年６月26日（木曜日）午後５時10分までに到着するようご返送ください。

2．インターネットによる議決権行使

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、議決権行使サイト（http://www.webdk.net）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、平成20年６月26日（木曜日）午後５時10分までに議案の賛否をご登録ください。携帯電話機からでも議決権行使サイトをご利用いただけます。

(1) インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話機を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】　http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話機を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話機の取扱説明書をご確認ください。

(2) インターネットによる議決権行使は、平成20年６月26日（木曜日）午後５時10分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。

(3) 議決権行使書郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットによって、複数回数、又は、パソコンと携帯電話機で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(5) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

＜インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について＞

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft®Intemet Explorer 5.5 SP2以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③ 携帯電話機を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人：住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 0120-186-417　（24時間受付）

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、原油価格の高騰、年度後半には輸出企業における為替による影響などの懸念が見られたものの、企業収益の改善や設備投資の増加など、緩やかに景気拡大が続き、アジア経済も順調に推移しました。一方、欧米においては、原油価格高騰に加え、サブプライムローン問題の広がりによる金融資本市場の混乱から一部に新たな不透明感も生じました。

このような環境の中で当社グループは、積極的かつグローバルな事業展開を進めた結果、連結ベースの売上高は対前期比7.3％増の5,000億1千9百万円となりました。これは主に、液晶関連商品を中心にした情報電子事業、AV・OA向け樹脂を中心とした合成樹脂事業等が好調に推移したことによります。営業利益は対前期比0.7％増の76億5千9百万円、経常利益は対前期比6.4％増の77億9千5百万円、当期純利益は当社及び連結子会社で一部の取引先への会計手当を実施したことにより対前期比36.1％減の29億2千2百万円となりました。

単体ベースでは売上高は対前期比5.6％増の3,270億7千1百万円、営業利益は貸倒引当金の繰入などにより対前期比7.2％減の34億3千7百万円、経常利益は受取配当の増加などにより対前期比18.1％増の48億8千4百万円となりました。この結果、当期純利益は対前期比105.6％増の16億7千3百万円となりました。

当期の各事業部門別の売上高は次のとおりであります。（単位：億円）

事　業　部　門	売　上　高	前期比（％）
情　報　電　子	1,868	114.5
住　環　境	238	95.3
化　学　品	750	103.4
合　成　樹　脂	1,861	108.3
食　品	243	85.3
そ　の　他	37	77.8
合　計	5,000	107.3

各事業部門別の概況は次のとおりであります。なお、海外事業については、《海外事業の状況》にまとめて記載しております。

《情報電子部門》

情報電子分野はフラットパネルディスプレー（FPD）関連、中でも液晶関連商材が伸長し、売上高は対前期比14.5％増の1,868億円となりました。

液晶関連は光学フィルムを中心とした大型テレビ用各種部材が大きく伸長しました。一方、携帯電話向けなどの中小型は海外では順調だったものの国内では伸び悩みました。また末端価格の下落を受け、部材価格の下げ圧力が強まりました。

複写機関連はカラー機用新規材料の販売などにより増加しました。

インクジェットプリンター関連も概ね堅調でした。

情報電子分野におけるVMI（Vendor Managed Inventory）ビジネスは順調に拡大し、電子部品やフィルム関連商材の伸びにも寄与しました。

装置関連はFPD用大型装置の販売が一巡したことや一部の検収が翌期にずれ込んだことから、売上減となりました。

半導体材料関連は全体的には若干増加したものの、競争激化と大型品拡販の遅れにより主力のマスクブランクスが低調でした。一方、反射防止膜やコンデンサー用PETフィルムは伸長しました。

《住環境部門》

住環境分野は2007年6月の建築基準法の改正に伴い建築確認審査が厳格化し、住宅着工棟数が大幅に減少したことから荷動きが停滞しました。こうした中、売上高は対前期比4.7％減の238億円でした。

住宅・産業資材は大手ハウスメーカー向け資材で苦戦したものの、集合住宅向けは堅調に推移しました。住宅水廻り機器、スチール階段、樹脂成型品など重点販売商材は増加し、利益率の向上に貢献しました。

木材は年度前半、主力販売先の長期契約もあり安定して推移したものの、後半では荷動きが停滞して在庫過多が生じるなど、厳しい展開となりました。

住宅の建築販売事業では新たに数棟を販売しました。

《化学品部門》

化学品分野は総じて堅調で、売上高は対前期比3.4％増の750億円となりました。

機能化学品では樹脂原料・樹脂添加剤が伸長したほか、自動車部品用アラミド繊維、シリコーン樹脂も輸出を中心に堅調でした。特に国内外で商品の開発、高付加価値化に注力しました。

塗料、製紙薬剤関連は横ばいでした。

ライフサイエンス関連では、既存顧客への対応の一層の充実に努めながら、新しいビジネスの開発を積極的に行いました。中でも新規に始めた医薬品の製剤用原料が好調でした。さらに医薬中間体、ジェネリック原体を軸としたビジネス拡大、及び国内外のグループ会社との連携強化を図りました。生活関連商品は殺虫剤分野が低調だったものの、花粉症対策関連商品などの伸びが貢献し、全体としては微増となりました。

グループ会社の稲畑ファインテック株式会社は、電子材料や染料事業を中心に順調でした。また調剤薬局を展開するアイケイファーマシー株式会社も好調でした。

《合成樹脂部門》

合成樹脂分野は原油高・ナフサ高を受け、原料が値上がり傾向となった中、総じて好調に推移し、売上高は対前期比8.3%増の1,861億円となりました。

国内の高機能樹脂は顧客による海外生産移管が予想以上に進んだため上期は苦戦したものの、自動車関連を中心とした新規開拓や既存顧客の深耕により伸長しました。高機能樹脂の輸出は、タイ、中国、シンガポール向けが好調でした。特に自動車用ABSや、コネクター用スーパーエンプラが伸長しました。

汎用樹脂の国内販売は、需要が伸び悩む中シェアを拡大し、好調でした。

一般フィルム製品や機能フィルム製品は、利益率を重視して新規テーマにも積極的に取り組んだ結果、伸長しました。

シート製品はファーストフード向け容器を中心に拡大しました。

新たに立ち上げたスポーツ資材チームは素材から製品に至るまで、当社のネットワークを活用したビジネス拡大が奏功し、大幅に伸長しました。

《食品部門》

食品分野は輸入食材の価格が上昇した一方、競争の激化から国内での価格転嫁が難しく、厳しい展開となりました。売上高は対前期比14.7%減の243億円でした。

水産物は主力のエビが伸び悩んだほか、下期に相場の大幅下落の影響を受けたサーモンも苦戦しました。

農産物はブルーベリー価格の高止まりで需要が伸びず苦戦した上、チューハイ向けなどの果汁も微減となりましたが、一部輸入食品への不安の高まりから国産冷凍果実・野菜は順調でした。

畜産物は米国産牛肉を中心とする外食産業向けの販売に注力しましたが、消費者の国産志向が強く、価格の下落も大きく影響して苦戦しました。

《海外事業の状況》

海外事業の状況はリージョン（地域）別に次のとおりであります。

【東南アジア】

東南アジアは好調な域内経済に支えられ、総じて順調でした。

域内の樹脂コンパウンド事業も統合や合理化を推進したことから上向きに推移しました。

シンガポールではOA向け高機能樹脂やケミカル関連商材が伸長しました。シンガポール現地法人の駐在員事務所を開設したインドではビジネスチャンスの拡大に取り組みました。

マレーシアでは高機能樹脂が伸長しました。

タイでは自動車関連やエアコンなどの家電製品向け需要が好調だったことから、合成樹脂、化学品販売及び樹脂コンパウンド事業が順調に推移しました。

フィリピンではOA・家電企業の減産の影響から苦戦しました。
インドネシアでは自動車・オートバイ関連商材、OA関係が好調で合成樹脂販売、樹脂コンパウンド事業とも順調でした。
ベトナムは年度後半の顧客の需要回復から概ね順調な展開となりました。

【北東アジア】
北東アジアは、中国で融資規制や元高容認などの変化がみられたものの、当社ではAV、OA、家電向け合成樹脂販売が堅調に推移し、情報電子分野では液晶関連商品が大幅に伸長しました。
香港・華南では樹脂コンパウンド事業の増強に加え、商社機能としての物流、財務、営業などのサポート強化を図りました。
華東では包材を含む合成樹脂関連、電子材料や液晶関連商品、染料、化学品の売上が好調でした。また塗料原料加工の上海稲畑精細化工有限公司を設立しました。
華北では大連での樹脂コンパウンド事業に加え、合成樹脂、化学品、機械設備などの保税販売、周辺地域の開拓にも注力しました。
台湾では光学製品を中心とした液晶関連が大きく伸長しました。
韓国では液晶関連ビジネスを中心に極めて順調に推移しました。

【米州】
米州はグループ会社の経営見直しの影響などから全体的に大変厳しい状況となりました。
合成樹脂ではリアプロジェクションテレビ向け販売が大幅に減少しました。
化学品、情報電子関連は横ばいでした。
食品は、米国で寿司食材の輸入販売を手がけるグループ会社のDNI GROUP,LLCが好調だったことなどから全体としては堅調でした。アルゼンチンでは北米向けブルーベリー事業への投資を行いました。
メキシコで新規に立ち上げた液晶テレビ用の拡散板と金属部品の加工事業は順調なスタートを切りました。

【欧州】
欧州は底堅い景気動向を受けて概ね順調でしたが、一部製造子会社の不振によりトータルでは厳しい結果となりました。
フランスでは商社部門が伸び悩んだものの、製造子会社のPHARMASYNTHESE S.A.S.の医薬関連ビジネスが引き続き好調でした。
ベルギーでは主力ビジネスである工業用フィルターの販売が引き続き堅調でした。
イギリスでは、欧州全体で今後の伸びが期待される太陽電池分野での新規開発に注力しました。一方、ニトロセルロース（硝化綿）の製造子会社であるNOBEL ENTERPRISES LTD.は原料高、ポンド高を受け、引き続き厳しい展開となりました。
ポーランドでは新たに開設したINABATA POLAND SP. Z O. O. が順調に立ち上り、液晶材料の販売に注力しました。

(2) 設備投資の状況

当期において、主要な設備に重要な異動はありません。また、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は自己資金及び借入金などにより賄い、社債などによる資金調達は行っておりません。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区　分	平成16年度 第144期	平成17年度 第145期	平成18年度 第146期	平成19年度 （当期） 第147期
売上高（百万円）	369,761	423,374	466,096	500,019
経常利益（百万円）	9,170	7,572	7,325	7,795
当期純利益（百万円）	5,968	4,638	4,570	2,922
1株当たり当期純利益	104円34銭	75円04銭	72円76銭	44円98銭
総資産（百万円）	210,478	269,590	287,808	284,637
純資産（百万円）	59,581	78,457	83,891	78,163
1株当たり純資産額	1,012円71銭	1,253円77銭	1,276円44銭	1,184円90銭

（注）1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

2．第146期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

3．第144期は、全般的な市況の回復を背景として、成長分野への重点投資を進めたことにより、情報電子事業をはじめとして、合成樹脂事業及び食品事業等各事業が伸長しました。

4．第145期は、企業収益が改善する一方で原油高騰による内外経済への影響がある中、重点分野を中心に積極的かつグローバルな事業展開を進めた結果、売上高、営業利益ともに増加いたしました。一方で住友製薬株式会社（現　大日本住友製薬株式会社）が持分法適用を外れた影響等により経常利益、当期純利益ともに減少いたしました。

5．第146期は、引き続き中国経済が高い成長を維持するとともに、東南アジア主要国の経済も好調であり当社グループを取り巻く事業環境は概ね良好でありました。こうした中、液晶関連を中心とした情報電子事業、AV・OAや二輪・四輪などの車両向け樹脂を中心とした合成樹脂事業がそれぞれ好調に推移したことから売上高、営業利益ともに増加いたしました。一方で金利の上昇や、一部の関係会社での業績悪化に伴う影響で経常利益、当期純利益ともに減少いたしました。

6．第147期は、アジア主要国を中心に積極的かつグローバルな事業展開を進めた結果、連結ベースの売上高、営業利益及び経常利益は前期を上回る結果となりました。これは主に、液晶関連商品を中心にした情報電子事業、AV・OA向け樹脂を中心とした合成樹脂事業等が好調に推移したことによります。一方で当期純利益は当社及び連結子会社で一部の取引先への会計手当を実施したことにより減少いたしました。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区　分	平成16年度 第144期	平成17年度 第145期	平成18年度 第146期	平成19年度 （当期） 第147期
売上高（百万円）	268,095	290,371	309,657	327,071
経常利益（百万円）	4,499	3,663	4,135	4,884
当期純利益（百万円）	2,467	10,624	814	1,673
1株当たり当期純利益	42円88銭	172円50銭	12円96銭	25円76銭
総資産（百万円）	125,102	199,293	209,535	197,573
純資産（百万円）	30,430	71,544	70,480	61,679
1株当たり純資産額	517円02銭	1,143円23銭	1,086円46銭	946円70銭

（注）1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2．第146期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

(5) 対処すべき課題

今後、当社グループといたしましては、商社にとっての最大の財産である人材の育成を加速させ、当社グループの企業活動を支える全てのステークホルダーの皆様に対して、当社グループの企業価値の持続的な向上に努めていくことを課題と考えております。

具体的には、まず第一には収益力の一層の向上に努めてまいります。そのためには、何よりも専門性を高め、顧客に対する企画提案力を強化し、当社グループとしての機能・特色を一層向上させていく必要があると考えております。また、有望なアライアンス締結を促進するとともに、自社企画のプロジェクトの拡充を進めていくことも当社グループとしての機能・特色の向上には重要と考えております。

次にシナジー効果の実現に重点を置いた事業の再構築を引き続き大胆に進めてまいります。こうした視点から、従来の投融資については継続的に見直しを進め、選択と集中をさらに加速させていく予定です。

こうした取組みを行いつつ、国内外での連結経営の一層の強化を進めていきます。

また一方では、資金効率の更なる向上を図り、財務体質の強化に努めてまいります。新規の投資についても、資本コストを踏まえた基準を設定し、従来以上に投資に対するリターンを厳格に検討したうえで進めてまいります。

株主の皆様への利益還元につきましては、連結ベースの業績に連動した配当を継続的に実施していく予定であります。

また、当連結会計年度において発生した不適切な取引に対する反省にたち、今後はこうしたことを二度と起こさないよう、グループをあげて内部統制の構築を推進し、コンプライアンスの徹底を図ってまいります。このような取組みを総合的に押し進め、継続的な企業価値の向上に向けて全力で取り組んでいく所存です。

(6) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループの事業及び主要商品は次のとおりです。

事業部門	主要商品
情報電子	半導体・液晶材料、機械装置類、複写機・プリンター用染顔料、エレクトロニクス業界向け材料
住環境	木材、集成材、木質系建材、住宅機器、住宅設備関連資材
化学品	医農薬・染顔料中間体、写真感光剤、殺虫剤・トイレタリー原料、塗料・インク・接着剤原料、樹脂・ゴム用原料、染料・染織資材、健康食品原料
合成樹脂	汎用樹脂、エンジニアリングプラスチックス
食品	水産物、畜産物、農産物、澱粉類
その他	リース業

(7) 企業集団の主要拠点等

当社	大阪本社：大阪市中央区、東京本社：東京都中央区
INABATA SINGAPORE(PTE.)LTD.	シンガポール
INABATA AMERICA CORPORATION	アメリカ　ニューヨーク、ロサンゼルス、サンディエゴ、シリコンバレー、エルパソ
INABATA THAI CO.,LTD.	タイ　バンコク
INABATA SANGYO (H.K.)LTD.	中国　香港
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	台湾
稲畑ファインテック株式会社	大阪市中央区
株式会社しなのエレクトロニクス	長野県松本市

(8) 従業員の状況

①　企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数（名）
情報電子	477
住環境	29
化学品	340
合成樹脂	2,076
食品	76
その他	15
全社（共通）	134
合計	3,147

（注）1．従業員数は就業人員であります。
　　2．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
402名	8名	41歳5ヶ月	14年8ヶ月

（注）　従業員数は出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。

(9) 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
INABATA SINGAPORE(PTE.)LTD.	16,200千米ドル	100.0%	合成樹脂、化学品、半導体関連機器等の輸出入、販売
INABATA AMERICA CORPORATION	23,500千米ドル	100.0	化学品、電子材料、食品原料、合成樹脂等の輸出入、販売
INABATA THAI CO.,LTD.	449,400千バーツ	100.0	合成樹脂、化学品、食品等の輸出入、販売
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	78,000千香港ドル	100.0	合成樹脂、機械、電子材料、化学品等の輸出入、販売
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	220,000千台湾ドル	100.0	電子材料、半導体関連機器、化学品等の輸出入、販売
稲畑ファインテック株式会社	350百万円	100.0	化成品、工業薬品、糊剤、合成樹脂、包装関連資材等の販売及び住宅設備用機器等の販売並びに設計、施工
株式会社しなのエレクトロニクス	490百万円	64.2	半導体検査装置の製造販売

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	9,474百万円
株式会社三井住友銀行	7,861
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,136
住友信託銀行株式会社	4,500
ゴールドマン・サックス証券株式会社	2,900
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,400
日本生命保険相互会社	2,000
住友生命保険相互会社	1,800

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を最重要政策の一つと考えており、安定性に配慮しつつも、業績に連動した形での配当の実施を原則としております。内部留保資金につきましては、将来の成長分野への戦略的な投資や今後の海外事業の拡大に活用していく方針であります。

なお、当社は平成20年５月12日開催の取締役会で、配当政策を一部変更し、次のとおりといたしました。（下線部が従来からの変更箇所であります。）

①事業収益やキャッシュ・フローの状況等を勘案し、連結純利益の20％～30％（従来は15％～20％）程度を配当の当面の目安とし、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定いたします。

②利益水準に関わらず、安定配当部分として、原則として１株あたり最低限年間10円（従来は６円）の配当金を維持するよう努めます。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅱ．会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数　　普通株式　200,000,000株

② 発行済株式の総数　　普通株式　65,159,227株

③ 株主数　　4,727名

④ 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
住友化学株式会社	13,836千株	21.3%
日本ﾄﾗｽﾃｨ・ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社（信託口）	4,034	6.2
野村證券株式会社	2,617	4.0
ｼﾞｪｰﾋﾟｰ ﾓﾙｶﾞﾝ ﾁｪｰｽ ﾊﾞﾝｸ 385093	2,275	3.5
ｽﾃｰﾄ ｽﾄﾘｰﾄ ﾊﾞﾝｸ ｱﾝﾄﾞ ﾄﾗｽﾄ ｶﾝﾊﾟﾆｰ 505019	1,904	2.9
みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理ｻｰﾋﾞｽ信託	1,736	2.7
日本ﾏｽﾀｰﾄﾗｽﾄ信託銀行株式会社（信託口）	1,535	2.4
ｼﾞｪｰﾋﾟｰ ﾓﾙｶﾞﾝ ﾁｪｰｽ ﾊﾞﾝｸ 385078	1,369	2.1
資産管理ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1,290	2.0
ｻﾞ ﾁｪｰｽ ﾏﾝﾊｯﾀﾝ ﾊﾞﾝｸ ｴﾇｴｲ ﾛﾝﾄﾞﾝ ｴｽ ｴﾙ ｵﾑﾆﾊﾞｽ ｱｶｳﾝﾄ	1,205	1.9

(注)1. 発行済株式の総数の10分の１以上の数を保有する大株主１名を含め、上位10名の株主を記載しております。

2. 出資比率は自己株式数(68,639株)を控除して計算しております。

3. 「みずほ信託　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。

(2) 新株予約権の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ 現に発行している新株予約権

	事業年度末現在 （平成20年３月31日）
新株予約権の数（個）	290
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注１）	4,016,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注２）	１株当たり722
新株予約権の行使期間	自　平成18年３月30日 至　平成20年９月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価額及び資本組入額（円）	発行価額　722 資本組入額　361
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注１）割当株式数（10百万円を行使価額で除した数）に本新株予約権の数を乗じた数であります。

（注２）平成18年４月21日以降、毎月第３金曜日（以下「修正日」という。）までの10連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に相当する金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を下回る場合又は当該修正日の直前に有効な行使価額の115%に相当する金額を上回る場合には、行使価額は、修正日の翌取引日以降、修正日価額に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が722円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額となります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成２０年３月３１日現在）

地　　位	氏　名	担当、主な職業及び他の法人等の代表状況
代表取締役会長	稲　畑　勝　雄	
代表取締役 社長執行役員	稲　畑　勝太郎	
代表取締役 専務執行役員	藤　田　裕　治	情報システム室担当・財務経理室担当・リスク管理室担当
取締役 常務執行役員	中　野　佳　信	情報画像本部担当・電子機能材本部担当・化学品本部担当
取締役 常務執行役員	大　槻　延　広	住環境本部担当・食品本部担当・海外事業統括室担当・ 経営企画室担当兼室長・人事総務室担当・東京本社担当
取締役 執行役員	金　子　　　證	合成樹脂第一本部担当・合成樹脂第二本部担当兼本部長
取締役 執行役員	西　村　　　修	北東アジア総支配人
取締役	廣　瀬　　　博	住友化学株式会社　代表取締役専務執行役員
常勤監査役	髙　橋　幸　貫	
常勤監査役	星　田　正　嗣	
監査役	新　川　政次郎	ASGマネジメント株式会社　相談役
監査役	井　原　　　實	井原實公認会計士事務所　所長

（注）１．取締役 廣瀬博は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
　　　２．監査役 新川政次郎及び井原實は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．上記のほか、取締役の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

氏　名	兼職する会社	兼職の内容
中野佳信	TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD. 稲畑ファインテック株式会社	取締役 取締役
西村　修	INABATA SANGYO(H.K.)LTD. TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD.	取締役 取締役

４．なお、上記６名以外の当社執行役員は次のとおりであります。

氏　名	担　当
佐藤精一	住環境本部本部長
浅海雅明	内部監査室室長
北村城一郎	リスク管理室室長
久朗津成孝	化学品本部本部長
隅谷康二郎	経営企画室室長補佐・大阪本社担当
本多義和	食品本部本部長
菅沼利之	電子機能材本部本部長
岩上　潤	海外事業統括室室長
尾崎一郎	東南アジア総支配人
上杉　隆	欧州総支配人
赤尾豊弘	情報画像本部本部長
柴田浩典	情報システム室室長
横田健一	財務経理室室長

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	人　　員	支　払　額
取締役	８名	283百万円
監査役	４名	60百万円
合計	１２名	343百万円

（注）１．上記支払額のうち、社外取締役１名、社外監査役２名の報酬の合計額は年額20百万円であります。

２．株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額430百万円であります。
（平成18年６月29日開催の第145回定時株主総会決議）

３．株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額80百万円であります。
（平成18年６月29日開催の第145回定時株主総会決議）

４．上記支払額のほか、退任取締役２名に対し41百万円、退任監査役１名に対し15百万円の役員退職慰労金を支給しております。
なお、本支払いは、平成18年６月29日開催の第145回定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づくものであります。

③ 社外役員に関する事項

イ.社外役員の兼職の状況（他の会社の業務執行者又は社外役員である場合）

社外取締役 廣瀬博は、住友化学株式会社代表取締役専務執行役員であります。当社は住友化学株式会社の持分法適用会社であり、当社は当該会社の液晶材料、合成樹脂などを販売し、当社商品を当該会社へ納入しております。

ロ. 社外役員の主な活動状況

氏　　名	地　　位	主　な　活　動　状　況
廣　瀬　　博	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会のすべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
新　川　政次郎	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会のうち93％に、また、当事業年度に開催した監査役会のすべてに出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
井　原　　實	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会のうち93％に、また、当事業年度に開催した監査役会のすべてに出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。

ハ. 不当な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

社外取締役 廣瀬博、社外監査役 新川政次郎及び井原實の在任期間中に、合成樹脂第二本部の営業マネージャーにより、不適切な取引が行われていたことが判明しました。上記社外取締役及び社外監査役は日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起してきました。判明後も取締役会等において、再発防止に向けて各種の提言を行いました。なお、社外監査役２名は調査委員会の委員として不適切な取引の解明に当たりました。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 廣瀬博、社外監査役 新川政次郎及び井原實が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　　　　　あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人に支払う報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の支払額にはそれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、日本版SOXプロジェクトに係る助言業務等についての対価を支払っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.についてはALVIN CHEE & CO.、INABATA AMERICA CORPORATIONについてはJ.H.COHN LLP、INABATA THAI CO., LTD.についてはBDO RICHFIELD LIMITED、INABATA SANGYO (H.K.) LTD.についてはDAVID M.K. YEUNG & CO.、TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD.については資誠会計士事務所の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社都合の場合のほか、当監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

⑸ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 経営理念及び行動方針を定める。
2. 代表取締役を内部統制に係わる責任者として任命し、内部統制構築委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進し、必要に応じて、規程・ガイドラインの策定、研修の実施を行う。
3. 取締役又は執行役員をコンプライアンスに係わる責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置する。
4. 取締役又は執行役員を内部監査に係わる責任者として任命し、内部監査室を設置する。
5. 取締役又は執行役員を個人情報保護に係わる責任者として任命し、個人情報保護法を遵守する体制を構築する。
6. 内部通報制度を構築し、コンプライアンスに反する事実の発生における報告を受付け、また内部通報者を保護する体制をつくる。
7. 取締役はコンプライアンスに違反する事実を発見した場合には直ちに他の取締役及び監査役に報告するものとする。
8. 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記録し、10年間保存、管理する。また職務執行に係わるその他の記録については、文書管理規程に基づき保存、管理する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失の危機に関して、個々の損失の危険(財務、法務、環境、品質、与信、災害等のリスク)の領域毎に当該損失の危険に関する事項を統括する部署が、それぞれの危険の管理(体制を含む)に関する規程を策定する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に取締役、監査役によって構成される経営会議、又は審査会議において議論を行い、その審議を経て執行の決定を行うものとする。
2. 定款に取締役会での決議の省略（書面決議）を定め、効率化を図る。
3. 決裁基準を定め、権限の委譲をすることによって取締役の職務の執行の効率化を図る。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. ①「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の1から6までに定めた事項。
2. 就業規則に服務規律及び懲戒に関する規定を定め、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

⑥　事業報告作成会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社の取締役又は使用人を子会社の役員として派遣する。
2. 子会社など関係会社を統括する組織を設置し、子会社など関係会社の経営内容をチェック、指導する体制を構築する。
3. 取締役は、子会社において、法令違反その他コンプライアンスに違反する事実を発見した場合には、他の取締役及び監査役に報告するものとする。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 監査役の職務を補助すべき使用人は設置しない。
2. 但し、監査役から設置要請がある場合には、取締役から独立した、監査役補助者を任命する。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役監査基準、監査役会規則に基づき、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。また、監査役は取締役会、経営会議、審査会議等の重要会議に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求める。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としましては、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、グループとして、国内外に子会社62社、関連会社31社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の５つのリージョンに跨り、情報電子、化学品、合成樹脂、住環境、食品、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐に渡る事業展開を行っており、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

突然に大規模な買付行為がなされた場合、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての

方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、下記③をご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。なお、平成20年３月31日現在、住友化学株式会社が当社の発行済株式の21.3%（自己株式を除く）を保有する筆頭株主となっていますが、昭和19年７月に同社の製造する医薬品の日本における総販売元となって以降、同社とは良好な関係を保っています。しかしながら、今後、株主の皆様による株式譲渡等によって株主構成が変動するとともに当社株式の流動性が増す可能性があることや、今後の事業拡大のため新たに資本市場から資金を調達する可能性があり同社の保有割合が低下する可能性があること等に鑑みると、当社株主全体の利益を毀損する大規模買付行為がなされる可能性があると考えています。

②　当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記①記載の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

1.　企画力の強化による機能・特色の向上
2.　有望なアライアンス締結の促進と自社企画プロジェクトの拡充を通し、国内外での連結運営の強化
3.　シナジー効果の実現に重点を置いた事業の再構築
4.　資金効率の更なる向上と財務体質の強化
5.　連結ベースの業績に連動した配当の実施による株主への還元
6.　多様性の尊重と機会均等な企業風土の構築と人材の活性化

7.　コンプライアンスの徹底とグループ全体での内部統制の推進

当社グループとしましては、こうした取組みにより、2009年度には中期目標である100億円の連結営業利益を達成したいと考えております。

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、上記会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社グループは、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を定めており、平成20年５月12日開催の当社取締役会において、平成20年６月27日開催予定の当社第147回定時株主総会における株主の皆様の承認を前提とし、一部見直したうえで、本対応方針を継続することを決定しました。

本対応方針の内容につきましては、株主総会参考書類51頁から63頁（第４号議案）に記載されており、また、当社ホームページ（ＵＲＬ：http://www.inabata.co.jp/）に掲載されている平成20年5月12日付プレスリリース「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」にて公表しておりますので、そちらをご参照ください。

④ 本対応方針が基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

(1) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対応措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

(2) 本対応方針が株主共同利益を損なうものではないこと

上記①記載のとおり、会社支配に対する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長が当社株主の皆様の承認を前提としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員会で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。さらに、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、独立委員会の勧告を受けた場合には、当該対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様の意思を確認するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

連結貸借対照表

（平成20年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**201,927**	**流動負債**	**179,666**
現金及び預金	6,716	支払手形及び買掛金	101,876
受取手形及び売掛金	155,019	短期借入金	67,469
棚卸資産	31,419	未払法人税等	3,404
繰延税金資産	1,226	未払費用	2,128
その他	8,860	賞与引当金	977
貸倒引当金	△1,314	その他	3,810
固定資産	**82,709**	**固定負債**	**26,807**
有形固定資産	**14,780**	長期借入金	10,547
建物及び構築物	4,877	繰延税金負債	13,296
機械装置及び車両運搬具	5,280	退職給付引当金	558
リース資産	1,323	役員退職慰労引当金	19
土地	2,266	負ののれん	385
建設仮勘定	162	その他	2,000
その他	870	**負債合計**	**206,473**
無形固定資産	**3,682**	（純資産の部）	
投資その他の資産	**64,246**	**株主資本**	**54,607**
投資有価証券	57,581	**資本金**	**9,364**
長期貸付金	2,801	**資本剰余金**	**7,708**
繰延税金資産	181	**利益剰余金**	**37,586**
その他	7,470	**自己株式**	**△52**
貸倒引当金	△3,789	**評価・換算差額等**	**22,516**
		その他有価証券評価差額金	**21,383**
		繰延ヘッジ損益	**△89**
		為替換算調整勘定	**1,222**
		新株予約権	**58**
		少数株主持分	**981**
		純資産合計	**78,163**
資産合計	**284,637**	**負債及び純資産合計**	**284,637**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		500,019
売上原価		467,953
売上総利益		32,065
販売費及び一般管理費		24,406
営業利益		7,659
営業外収益		
受取利息	649	
受取配当金	940	
為替差益	269	
雑益	1,509	3,369
営業外費用		
支払利息	2,089	
持分法投資損失	304	
雑損	839	3,234
経常利益		7,795
特別利益		
投資有価証券売却益	889	
固定資産売却益	264	
関係会社株式売却益	231	1,385
特別損失		
貸倒引当金繰入額	2,034	
リース資産償却額	337	
減損損失	154	
その他	113	2,640
税金等調整前当期純利益		6,539
法人税、住民税及び事業税	3,929	
法人税等調整額	△455	3,474
少数株主利益		143
当期純利益		2,922

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高	9,262	7,606	35,000	△51	51,817
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使による新株の発行	102	101			203
剰余金の配当			△714		△714
当期純利益			2,922		2,922
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
持分法適用会社減少による増加額			0		0
在外子会社数理計算上の差異償却額			377		377
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	102	101	2,585	△0	2,789
平成20年3月31日 残高	9,364	7,708	37,586	△52	54,607

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成19年3月31日 残高	29,881	6	1,024	30,912	62	1,099	83,891
連結会計年度中の変動額							
新株予約権の行使による新株の発行							203
剰余金の配当							△714
当期純利益							2,922
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
持分法適用会社減少による増加額							0
在外子会社数理計算上の差異償却額							377
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△8,498	△95	198	△8,396	△4	△118	△8,518
連結会計年度中の変動額合計	△8,498	△95	198	△8,396	△4	△118	△5,728
平成20年3月31日 残高	21,383	△89	1,222	22,516	58	981	78,163

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	49社
主要な連結子会社の名称	INABATA SINGAPORE(PTE.)LTD.、INABATA AMERICA CORPORATION、INABATA THAI CO.,LTD.、INABATA SANGYO (H.K.) LTD.、TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD. 稲畑ファインテック㈱、㈱しなのエレクトロニクス 当連結会計年度に、持分法適用非連結子会社JIANGYIN TSI CHEMICALS CO.,LTD.の株式を追加取得したことにより、SD PRECISION METAL, LLC他１社は株式取得したことにより連結の範囲に含めております。 また、THE SHREDDER COMPANY, LLC、TSI HOLDINGS INTERNATIONAL,INC.及びTSI HEALTH SCIENCES, INC.は株式の全部譲渡に伴い、他１社は重要性の観点によりいずれも連結の範囲から除いております。
主要な非連結子会社の名称	INABATA INDUSTRY & TRADE(DALIAN F.T.Z)CO., LTD.
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数	７社
主要な会社等の名称	アルバック成膜㈱ 当連結会計年度より㈲グランドディッシュは清算結了により、CENTURION FAR EAST LIMITED他８社は株式の全部譲渡に伴い、㈱焼肉屋さかいは株式の一部譲渡により持分が減少したため、持分法の適用範囲から除いております。
持分法非適用子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称	TIK MANUFACTURING CO.,LTD.

持分法を適用しない理由　持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がありませんので、持分法の適用範囲から除外しております。
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、その会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はいずれも12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
なお、㈱大和食業の決算日は、当連結会計年度より従来の１月31日より12月31日に変更いたしましたので11ヶ月決算となっております。

(4) 会計処理基準に関する事項

1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法　主として先入先出法による低価法及び移動平均法による低価法
但し、販売用不動産は個別法による原価法

2) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

株式　主として決算日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法

株式以外　決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

3) デリバティブ　時価法

4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　建物（建物附属設備を除く）
①平成10年３月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
②平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。
③平成19年４月１日以降に取得したもの
定額法によっております。
建物以外（建物附属設備を含む）
①平成19年３月31日以前に取得したもの
主として旧定率法によっております。
②平成19年４月１日以降に取得したもの
主として定率法によっております。
ただし、在外連結子会社及びアイケイリースアンドインシュアランス㈱は主として定額法によっております。

（会計処理方法の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産	主として定額法 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

5)引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、在外連結子会社は、個別判定による回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（14年）による定額法により費用処理しております。 なお、執行役員部分については、執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
役員退職慰労引当金	一部の連結子会社において役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6)重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

7)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約取引 ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
ヘッジ方針	資産・負債に係る為替変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を利用しております。
ヘッジ有効性評価の方法	為替予約締結時に、リスク管理方針に従い、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約等を振り当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

9)消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれん及び負ののれんの償却については５年間の均等償却を行っております。

２. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　29,930百万円

(2) 担保に供している資産

投資有価証券（株式）　5,424百万円

上記資産は、取引保証金の代用として差し入れております。

(3) 偶発債務

1)他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し保証を行っております。

NOBEL NC CO., LTD.	2,312百万円
SUMIKA TECHNOLOGY CO.,LTD.	758百万円
INABATA INDUSTRY & TRADE (DALIAN F.T.Z.) CO., LTD.	459百万円
㈱オラージュ	400百万円
その他　７社	716百万円
合計	4,647百万円

2)受取手形割引高　87百万円

(4) 新規投資における資金需要に対して即座にかつ柔軟に対応するため、ゴールドマン・サックス証券株式会社東京支店と貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,899百万円
借入実行残高	2,899百万円
差引額	－百万円

３．連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

資産	事業区分、会社及び場所	用途又は現況	種類	減損損失
貸与資産	その他事業 アイケイリースアンドインシュアランス㈱ （埼玉県蓮田市）	賃貸	土地	99
貸与資産	その他事業 アイケイリースアンドインシュアランス㈱ （奈良県大和郡山市）	賃貸	土地	54
合　計				154

当社グループは、原則として、事業用資産については、事業の種類別セグメント（情報電子事業、住環境事業、化学品事業、合成樹脂事業、食品事業、その他事業）を基礎としてグルーピングし、貸与資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、連結子会社アイケイリースアンドインシュアランス㈱は、時価の著しく下落した貸与資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額154百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値に基づき算定しております。

また、使用価値は将来キャッシュ・フローを4.63％で割り引いて算定しております。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	64,883,307株	275,920株	—	65,159,227株

(注) 普通株式の発行済株式の増加275,920株は、新株予約権の行使による新株発行による増加であります。

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年５月10日 取締役会	普通株式	388百万円	6.00円	平成19年３月31日	平成19年６月７日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	325百万円	5.00円	平成19年９月30日	平成19年12月７日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年５月12日 取締役会	普通株式	325百万円	利益剰余金	5.00円	平成20年３月31日	平成20年６月６日

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	第１回新株予約権（注）	普通株式	3,687,140	605,280	275,920	4,016,500	58
合計		—	3,687,140	605,280	275,920	4,016,500	58

(注) 1. 第１回新株予約権の当連結会計年度増加は、行使価格の下落によるものであります。
2. 第１回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　1,184円90銭

(2) １株当たり当期純利益　　44円98銭

貸借対照表

（平成20年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**122,640**
現金及び預金	649
受取手形	21,638
売掛金	83,917
商品	9,669
販売用不動産	1,014
前渡金	1,919
前払費用	88
繰延税金資産	837
未収入金	1,018
短期貸付金	2,779
その他	128
貸倒引当金	△1,022
固定資産	**74,932**
有形固定資産	**3,710**
建物	2,129
構築物	41
機械及び装置	194
工具器具及び備品	453
土地	891
無形固定資産	**1,681**
のれん	114
商標権	0
ソフトウェア	108
その他	1,457
投資その他の資産	**69,540**
投資有価証券	47,406
関係会社株式	12,590
長期貸付金	1,871
従業員に対する長期貸付金	6
関係会社長期貸付金	8,400
差入保証金	15
破産更生債権等	2,053
前払年金費用	2,515
その他	335
貸倒引当金	△4,578
投資評価引当金	△1,076
資産合計	**197,573**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**113,120**
支払手形	12,201
買掛金	63,034
短期借入金	24,653
一年以内返済長期借入金	6,481
未払金	542
未払費用	348
未払法人税等	2,651
前受収益	30
預り金	1,479
賞与引当金	796
その他	900
固定負債	**22,773**
長期借入金	8,436
長期未払金	439
繰延税金負債	12,573
長期預り金	1,168
退職給付引当金	154
負債合計	**135,893**
（純資産の部）	
株主資本	**41,981**
資本金	**9,364**
資本剰余金	**7,708**
資本準備金	7,708
その他資本剰余金	0
利益剰余金	**24,958**
利益準備金	1,066
その他利益剰余金	23,891
別途積立金	21,840
繰越利益剰余金	2,051
自己株式	**△50**
評価・換算差額等	**19,640**
その他有価証券評価差額金	**19,729**
繰延ヘッジ損益	**△89**
新株予約権	**58**
純資産合計	**61,679**
負債純資産合計	**197,573**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		327,071
売上原価		313,264
売上総利益		13,806
販売費及び一般管理費		10,369
営業利益		3,437
営業外収益		
受取利息	429	
受取配当金	1,508	
雑益	710	2,648
営業外費用		
支払利息	733	
商品廃棄損	263	
雑損	204	1,201
経常利益		4,884
特別利益		
投資有価証券売却益	850	
固定資産売却益	119	
関係会社株式売却益	37	1,007
特別損失		
貸倒引当金繰入額	2,524	2,524
税引前当期純利益		3,367
法人税、住民税及び事業税	2,820	
法人税等調整額	△1,126	1,693
当期純利益		1,673

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日 残高	9,262	7,606	0	7,606	1,066	21,840	1,092	23,999	△50	40,817
事業年度中の変動額										
新株予約権の行使による新株の発行	102	101		101						203
剰余金の配当							△714	△714		△714
当期純利益							1,673	1,673		1,673
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	102	101	0	101	－	－	959	959	△0	1,163
平成20年3月31日 残高	9,364	7,708	0	7,708	1,066	21,840	2,051	24,958	△50	41,981

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日 残高	29,594	6	29,600	62	70,480
事業年度中の変動額					
新株予約権の行使による新株の発行					203
剰余金の配当					△714
当期純利益					1,673
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△9,864	△95	△9,960	△4	△9,964
事業年度中の変動額合計	△9,864	△95	△9,960	△4	△8,801
平成20年3月31日 残高	19,729	△89	19,640	58	61,679

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法　先入先出法による低価法
但し、販売用不動産は個別法による原価法

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの
株式　決算日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの　移動平均法による原価法

(3) デリバティブ　時価法

(4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
建物（建物附属設備を除く）
①平成10年３月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
②平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。
③平成19年４月１日以降に取得したもの
定額法によっております。
建物以外（建物附属設備を含む）
①平成19年３月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
②平成19年４月１日以降に取得したもの
定率法によっております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。
（会計処理方法の変更）
法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。
（追加情報）
法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。
無形固定資産
定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
投資評価引当金
市場価格がない株式について、実質価額を適正に評価するため、投資先の財政状態等を勘案し、計上を要すると認められる金額を計上しております。
賞与引当金
従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（14年）による定額法により費用処理しております。
なお、執行役員部分については、執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
(6) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
(7) ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約取引
ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
ヘッジ方針
資産・負債に係る為替変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を利用しております。
ヘッジ有効性評価の方法
為替予約締結時に、リスク管理方針に従い、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約等を振り当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。
(8) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券（株式） 5,424百万円

上記資産は、取引保証金の代用として差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,053百万円

(3) 偶発債務

1)他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し保証を行っております。

NOBEL NC CO.,LTD.	2,312百万円
NOBEL ENTERPRISES LIMITED	1,302百万円
SUMIKA TECHNOLOGY CO.,LTD.	758百万円
INABATA INDUSTRY & TRADE(DALIAN F.T.Z.)CO.,LTD.	459百万円
㈱オラージュ	400百万円
INABATA THAI CO.,LTD.	339百万円
INABATA FRANCE S.A.S.	318百万円
その他15社	1,465百万円
合計	7,356百万円

2)受取手形割引高 87百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	17,386百万円
長期金銭債権	8,400百万円
短期金銭債務	14,128百万円
長期金銭債務	6百万円

(5) 新規投資における資金需要に対して即座にかつ柔軟に対応するため、ゴールドマン・サックス証券株式会社東京支店と貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,899百万円
借入実行残高	2,899百万円
差引額	－百万円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高	68,114百万円
仕入高	45,647百万円
営業取引以外の取引高	1,026百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	68,423株	350株	134株	68,639株

(注) 1.普通株式の自己株式の株式数の増加350株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2.普通株式の自己株式の株式数の減少134株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

退職給付引当金	277百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,471百万円
投資評価引当金	435百万円
投資有価証券評価損	1,128百万円
賞与引当金	322百万円
その他	937百万円
繰延税金資産小計	4,572百万円
評価性引当額	△2,207百万円
繰延税金資産合計	2,365百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△13,225百万円
その他	△875百万円
繰延税金負債合計	△14,101百万円
繰延税金負債の純額	△11,735百万円

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 当事業年度末日における取得原価相当額	205百万円
(2) 当事業年度末日における減価償却累計額相当額	146百万円
(3) 当事業年度末日における未経過リース料相当額	60百万円

７．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注1）	科目	期末残高（注1）
その他の関係会社	住友化学株式会社	被所有 21.3%	同社製品の購入 当社商品の販売	製品の購入	30,775	買掛金	8,837
				有価証券の担保提供（注3）	3,481	―	―

（注）1．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2．価格その他の取引条件については、個別に交渉の上一般取引と同様に決定しております。

3．有価証券の担保提供は、当社の営業債務に対して差入しているものであります。

(2) 子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属　　性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科　目	期末残高(注1)
子会社	アイケイリースアンドインシュアランス株式会社	所有 100.0%	資金の援助	資金の貸付	1,821	長期貸付金	3,942
子会社	INABATA AMERICA CORPORATION	所有 100.0%	当社商品の販売	商品の販売	8,489	売 掛 金	2,058
関連会社	NOBEL NC CO.,LTD.	所有 なし	債務保証	債務保証(注4)	2,312	－	－

（注）1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 価格その他の取引条件については、個別に交渉の上一般取引と同様に決定しております。
3. 資金の貸付については、貸付金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. NOBEL NC CO.,LTD.の銀行借入（727,160千バーツ）につき、債務保証を行ったものであります。

(3) 兄弟会社等

（単位：百万円）

属　　性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科　目	期末残高(注1)
その他の関係会社の子会社	SUMIKA TECHNOLOGY CO.,LTD.	所有 15.0%	当社商品の販売	商品の販売	15,477	売 掛 金	8,443
その他の関係会社の子会社	DONGWOO FINE-CHEM CO.,LTD.	所有 なし	当社商品の販売	商品の販売	6,844	売 掛 金	2,869

（注）1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 価格その他の取引条件については、個別に交渉の上一般取引と同様に決定しております。

８．1株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　946円70銭

(2) １株当たり当期純利益　　25円76銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年５月８日

稲畑産業株式会社
　取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	乾　　一良	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本　　浩	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中畑　孝英	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、稲畑産業株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、稲畑産業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年５月８日

稲畑産業株式会社
　取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	乾　　一良	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本　　浩	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中畑　孝英	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、稲畑産業株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告

当監査役会は、平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び執行役員等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第１号の基本方針及び第２号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第２号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年５月12日

稲畑産業株式会社　監査役会

常勤監査役　髙橋　幸貫　㊞

常勤監査役　星田　正嗣　㊞

社外監査役　新川　政次郎　㊞

社外監査役　井原　實　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	稲　畑　勝　雄 大正15年１月14日生	昭和30年４月　当社に入社 昭和33年４月　当社取締役 昭和36年３月　当社常務取締役 昭和41年４月　当社代表取締役専務取締役 昭和44年５月　当社代表取締役副社長 昭和47年11月　当社代表取締役社長 昭和59年２月　住友製薬株式会社（現　大日本住友製薬株式会社）取締役 昭和59年10月　同社取締役会長 昭和61年３月　同社取締役相談役 平成10年６月　当社代表取締役会長（現在） 平成16年６月　住友製薬株式会社（現　大日本住友製薬株式会社）相談役	1,144,600株
2	稲　畑　勝太郎 昭和34年12月３日生	昭和64年１月　当社に入社 平成７年６月　当社取締役 平成９年６月　当社常務取締役 平成15年６月　当社取締役常務執行役員 平成17年４月　当社取締役専務執行役員 平成17年12月　当社代表取締役社長執行役員（現在）	41,800株
3	中　野　佳　信 昭和24年５月23日生	昭和47年４月　当社に入社 平成11年６月　当社取締役 平成13年６月　当社常務取締役　情報電子本部担当 平成14年４月　当社化学品本部担当補佐・海外戦略室長補佐 平成15年６月　当社取締役常務執行役員（現在） 平成16年４月　当社情報画像本部担当・電子機能材本部担当（現在） 化学品本部担当補佐・精密化学品本部担当補佐 平成17年４月　当社化学品本部担当（現在）・精密化学品本部担当	18,700株

候補者 番　号	氏　　名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所 有 す る 当社株式の数
4	大　槻　延　広 昭和24年11月13日生	昭和47年４月　当社に入社 平成８年６月　当社取締役 平成12年６月　当社常務取締役 平成14年４月　当社東京本社担当・住環境本部担当・海外戦略室長補佐 平成15年６月　当社取締役常務執行役員（現在） 平成17年４月　当社関連事業統括室担当・人事総務室室長・経営企画室担当補佐・海外戦略室担当補佐・財務経理室担当・リスク管理室担当 人事総務室担当・東京本社担当(現在) 平成18年４月　当社海外事業統括室担当補佐 経営企画室担当兼室長（現在） 平成18年６月　当社住環境本部担当・食品本部担当（現在） 平成19年４月　当社海外事業統括室担当（現在） 平成20年５月　当社業務管理室担当兼室長（現在）	13,300株
5	金　子　　證 昭和22年７月22日生	昭和46年４月　当社に入社 平成８年６月　当社取締役 平成13年６月　当社取締役退任 平成16年６月　当社執行役員 合成樹脂第一本部本部長 平成17年４月　当社合成樹脂第二本部本部長 平成17年６月　当社取締役執行役員 平成18年４月　当社合成樹脂第一本部担当・合成樹脂第二本部担当（現在） 平成18年６月　当社取締役常務執行役員 平成20年１月　当社取締役執行役員（現在）	9,500株
6	西　村　　修 昭和26年10月25日生	昭和49年４月　当社に入社 平成12年６月　当社取締役 平成15年４月　当社北東アジア総支配人（現在） 平成15年６月　当社取締役退任 平成15年６月　当社執行役員 平成17年６月　当社取締役執行役員（現在） 情報画像本部担当補佐・電子機能材本部担当補佐	10,500株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
7	菅沼利之 昭和27年11月6日生	昭和50年４月　当社に入社 平成14年４月　当社情報電子本部本部長 平成14年６月　当社取締役 平成15年６月　当社取締役退任 平成15年６月　当社執行役員（現在） 情報電子本部本部長 平成16年６月　当社電子機能材本部本部長（現在） （他の法人等の代表状況） 株式会社しなのエレクトロニクス　代表取締役社長	7,600株
8	横田健一 昭和37年11月3日生	平成８年７月　当社に入社 平成16年７月　当社財務経理室室長（現在） 平成17年６月　当社執行役員（現在）	1,800株
9	廣瀬博 昭和19年8月23日生	昭和42年４月　住友化学工業株式会社（現　住友化学株式会社）に入社 平成13年６月　同社取締役 平成15年６月　同社取締役退任 平成15年６月　同社執行役員 平成16年６月　同社常務執行役員 平成18年６月　同社取締役常務執行役員 平成19年６月　同社代表取締役専務執行役員（現在） 平成19年６月　当社取締役（現在）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．廣瀬 博氏は、社外取締役の候補者であります。

３．廣瀬 博氏は、住友化学株式会社の代表取締役専務執行役員であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。また、住友化学株式会社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者に該当します。

４．廣瀬 博氏の社外取締役在任期間中に、当社の合成樹脂第二本部の営業マネージャーにより、不適切な取引が行われていたことが判明しました。同氏は日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起してきました。判明後も取締役会等において、再発防止に向けて各種の提言を行うなどその責務を果たしております。

５．当社は、社外取締役候補者廣瀬 博氏が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役井原　實氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
井原　實 昭和22年１月28日生	昭和56年３月　公認会計士登録 平成15年４月　井原實公認会計士事務所所長（現在） 平成16年６月　当社監査役（現在）	0株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．井原　實氏は、社外監査役の候補者であります。
３．井原　實氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、専門的見地並びに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年となります。
４．井原　實氏の社外監査役在任期間中に、当社の合成樹脂第二本部の営業マネージャーにより、不適切な取引が行われていたことが判明しました。同氏は日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起してきました。判明後も取締役会等において、再発防止に向けて各種の提言を行うなどその責務を果たしております。
５．当社は、社外監査役候補者井原 實氏が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役補欠者１名選任の件

監査役の員数が、法令、定款に定める基準を満たさない場合に備え、次の候補者を監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
松原　曉 昭和22年５月12日生	昭和51年４月　弁護士登録 昭和51年４月　藏王法律事務所　所長（現在）	0株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．松原 曉氏は、社外監査役候補者の要件を満たしております。
３．松原 曉氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しておられることから、幅広い知識と見識により監査機能を発揮していただけると判断し、補欠の社外監査役候補者とするものであります。

第４号議案　当社株式の大規模買付行為への対応方針の採用継続承認の件

当社は、平成19年６月28日開催の当社第146回定時株主総会において株主の皆様から承認を受け、同年７月24日開催の当社取締役会において継続を決定しております「大規模買付行為への対応方針」（以下「現方針」といいます。）（有効期限は、平成20年７月31日まで。）につきまして、その後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値・株主価値向上の観点から、延長の是非も含めその在り方について継続的に検討して参りました。

このような検討の結果、平成20年５月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様の承認を前提とし、現方針を一部見直したうえで、「大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決定しました。そこで、本対応方針の重要性に鑑み、広く株主の皆様のご意見を反映させるため、本定時株主総会にご出席の株主の皆様の議決権の過半数の賛成をもってご承認いただくことをお願いするものです。

本議案が承認可決された場合、平成20年７月31日までに開催される当社取締役会における本対応方針を継続する旨の決定により発効することとし、有効期限は平成21年７月31日までとなります。

なお、現在当社は、敵対的な買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み、並びに、本対応方針の内容につきましては、下記をご参照下さい。

また、本対応方針において現方針から見直した内容の概要は、以下のとおりです。

＜現方針からの見直しの概要＞

１）対抗措置発動事由を実質的意義を含めて再検討し、その明確化を図りました。
２）株主意思尊重の観点から、対抗措置発動に際し、株主意思の確認手続を行う可能性があることを明記するとともに、その手続の明確化を図りました。
３）大規模買付者から提供いただく情報の明確化を図りました。
４）対抗措置発動の停止等が行われる場合があることを明記するとともに、対抗措置発動の停止等に関して株主及び投資家の皆様にご留意いただくべき事項を追記いたしました。
５）その他、会社法施行規則第127条に基づく事業報告の記載との整合性を図るための形式的な修正や関係法令の整備等に伴う技術的な修正等、所要の修正を行いました。

記

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としましては、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、グループとして、国内外に子会社62社、関連会社31社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の５つのリージョンに跨り、情報電子、化学品、合成樹脂、住環境、食品、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐に渡る事業展開を行っており、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

突然に大規模な買付行為がなされた場合、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、下記II１．をご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

なお、平成20年３月31日現在の大株主の状況は添付書類「事業報告」の13頁に記載のとおりであり、住友化学株式会社が当社の発行済株式の21.3%(自己株式を除く）を保有する筆頭株主となっており、昭和19年７月に同社の製造する医薬品の日本における総販売元となって以降同社とは良好な関係を保っています。しかしながら、今後、株主の皆様による株式譲渡等によって株主構成が変動するとともに当社株式の流動性が増す可能性があることや、今後の事業拡大のため新たに資本市場から資金を調達する可能性があり同社の保有割合が低下する可能性があること等に鑑みると、当社株主全体の利益を毀損する大規模買付行為がなされる可能性があると考えています。

II　会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします（本IIに記載した当社株券等の大規模買付行為への対応方針を以下「本対応方針」といいます。）。

１．大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、③独立委員会の勧告を受けて当社取締役会が必要と判断した場合には、株主意思確認手続を経た後にのみ、大規模買付行為を開始する、というものです。

(2) 情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき 本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

具体的には、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

② 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

③ 当社株式の取得対価の算定根拠、取得に係る取引及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

④　当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

⑤　当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員と当社との関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3)　取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします（但し、下記(5)の株主意思の確認手続を行う場合には、大規模買付行為は、当該手続の終了後にのみ開始されるものとします。）。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4)　独立委員会

当社は、当社取締役会から独立した第三者機関として独立委員会を設置し、独立委員会は、本対応方針が取締役の保身のために利用されることがないよう監視するとともに、当社の企業価値を毀損し又は破壊する買収を抑止するという働きを担います。

独立委員会は、社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等計３名以上の独立委員会の委員で構成されます。当社の現在の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙２に記載のとおりです。また、独立委員会の概要につきましては、別紙３をご参照ください。

対抗措置の発動又は不発動は、最終的には当社取締役会の決定事項となります。取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとすることにより、取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置付けています。また、上記取締役会の決定に際しては、当社監査役会の賛同を得た上で決定することとし、取締役会の判断の公正さを担保します。なお、当社の監査役は４名であり、うち２名が社外監査役となっております。

(5) 株主意思の確認手続

取締役会評価期間満了後、当社は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、独立委員会の勧告を受けたうえで、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様に判断していただくこともできるものとします。この場合、大規模買付行為は、以下の株主意思の確認手続の終了後にのみ開始されるものとします。

当社株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会又はそれに類する手続（以下「本株主総会等」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会等を開催する場合には、当該本株主総会等の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、本株主総会等において議決権を行使しうる株主を確定するに当たっては、基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定し、本基準日の２週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

① 本株主総会等において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載若しくは記録された株主とします。
② 本株主総会等による場合には、議決権を行使できる株主に対して、招集通知を本株主総会等の日の３週間前の日までに発送します。
③ 本株主総会等の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。

当社取締役会は、本株主総会等にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会等の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会等の延期若しくは中止をすることができるものとします。

２．大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合、例えば、

１．買収目的等からみて企業価値を損なうことが明白であるもの
２．買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの
３．買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なもの
４．従業員、顧客、取引先などのステークホルダーの利益を損なう結果企業価値を損なうもの

などについては、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

ここで、「１．買収目的等からみて企業価値を損なうことが明白であるもの」とは、例えば、大規模買付者が、

① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、
② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、
③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、
④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、

などを想定しています。

また、「２．買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの」とは、例えば、大規模買付者の提示する当社株式の買取方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）などを想定しています。

当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を踏まえた上で例外的に対抗措置を採ることの適否について外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することとします。この勧告は公表することにし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会が諮問するかかる例外的な対抗措置の具体的内容については下記(2) をご参照ください。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の可否については、外部専門家等の助言を参考にし、また、独立委員会に必ず諮問することとし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することとします。この勧告は公表することにし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

具体的対抗措置として無償割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙１に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対応措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、対抗措置をとることが適切でないと取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

① 新株予約権無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。

② 新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

３．株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記２．において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。但し、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります。

なお、当社は、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行うことがありますが、その場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

4．本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成21年７月31日までとします。但し、平成21年６月開催予定の当社第148回定時株主総会における株主の皆様の承認を前提として、平成21年６月に開催される定時株主総会終了後平成21年７月31日までに開催される当社取締役会において、本対応方針を継続することを決定した場合、かかる有効期限は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。当社取締役会は、本対応方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。但し、当社取締役会は、本対応方針を継続することを決定した場合であっても、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。また、本対応方針の有効期限内であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する決議が行われた場合には、当社取締役会は、本対応方針を廃止するものとします。

５．本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

(1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対応措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

(2) 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記Ⅰ記載のとおり、会社支配に対する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長が当社株主の皆様の承認を前提としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。さらに、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、独立委員会の勧告を受けた場合には、当該対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様の意思を確認するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

注１　：特定株主グループとは、

（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）　の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）　又は、

（ii）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注２　：議決権割合とは、

（i）特定株主グループが、注１の(i) 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）又は、

（ii）特定株主グループが、注１の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３　：株券等とは、同法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

以　上

別紙１

新株予約権概要

１．新株予約権割当の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

２．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権１個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

４．新株予約権の払込価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

５．各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、１円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

６．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

７．新株予約権の行使の条件

議決権割合が20％以上の特定株主グループに属する者（住友化学株式会社及びその他当社の株券等を取得又は保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。）に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

８．新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、新株予約権の行使期間、新株予約権の取得条項その他の事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記７．の行使の条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき１株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以　上

別紙２

独立委員会の委員の氏名及び略歴

山田　洋之助（やまだ・ようのすけ）

略　歴　　昭和34年５月　生まれ
昭和61年３月　東京大学法学部卒業
昭和62年４月　最高裁判所司法研修所入所
平成元年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成元年10月　山田法律事務所　所長
平成17年５月　山田・合谷・鈴木法律事務所　パートナー（現任）

（その他）
平成８年１月　田園調布雙葉学園　理事（現任）

新川　政次郎（しんかわ・まさじろう）

略　歴　　昭和９年12月　生まれ
昭和33年３月　東京大学法学部卒業
昭和33年４月　住友銀行（現　三井住友銀行）入行
昭和45年12月　監査法人辻監査事務所（現　みすず監査法人）入所
昭和46年１月　株式会社海外投資コンサルティンググループ（現　ＡＳＧマネジメント株式会社）代表取締役に就任
平成９年11月　ＡＳＧマネジメント株式会社取締役会長
平成11年９月　同社相談役（現任）
平成17年６月　当社社外監査役就任（現任）

（その他）
昭和58年６月　財団法人アルカンシェール美術財団　理事（現任）

井原　實（いはら・みのる）

略　歴　　昭和22年１月　生まれ
昭和44年３月　慶應義塾大学商学部卒業
昭和44年４月　東京コカ・コーラボトリング株式会社入社
昭和49年12月　監査法人栄光会計事務所（現　新日本監査法人）入所
昭和60年７月　アーンストアンドウィニー（現　アーンストアンドヤング）サンフランシスコ事務所入所
パートナー就任
平成15年４月　井原實公認会計士事務所所長（現任）
平成16年６月　当社社外監査役就任（現任）

以　上

別紙３

独立委員会の概要

１．構成員

当社取締役会により委任を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通している者、又は取締役若しくは執行役として実績・経験を有する社外にある者により、３名以上で構成される。

２．任期

独立委員会の委員の任期は、就任後１年内に終了する事業年度終了直後の７月31日までとする。但し、本対応方針を継続する場合には、本対応方針の継続を決定する取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなし、その任期は１年間延長されるものとする。

３．決議要件

原則として、特別利害関係者を除く現任の独立委員会の委員の全員が出席し、出席独立委員会の委員の過半数をもって独立委員会の決議を行うものとする。但し、やむを得ない事情があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、出席した独立委員会の委員の過半数をもって独立委員会の決議を行うものとする。

４．決議事項その他

独立委員会は、①大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められるか否か、②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか、③対抗措置発動の必要性及び相当性並びに実施の是非、④対抗措置発動の中止等の是非、⑤株主意思の確認手続をとるか否かその他の取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて取締役会に勧告を行う。独立委員会が取締役会に対して勧告を行う場合には、理由を付さなければならない。なお、独立委員会の委員は、その職務遂行にあたっては、もっぱら当社の株主全体の利益の見地から誠実にこれを行うことを要し、自己又は第三者（当社の経営陣を含む。）の利益を図ることを目的としては行わないものとする。

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記事項を行うに際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、必要な範囲で、当社の費用をもって、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以　上

株主総会会場ご案内

大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル９階　当社会議室
電話(06)6267-6051

地下鉄中央線
堺筋本町駅
阪神高速道路
N
三菱東京UFJ銀行
久太郎町
北久宝寺町
南久宝寺町
博労町
地下鉄堺筋線
稲畑産業株式会社
（堺筋稲畑ビル）
みずほ銀行
富士火災海上保険
長堀橋駅
地下鉄長堀鶴見緑地線
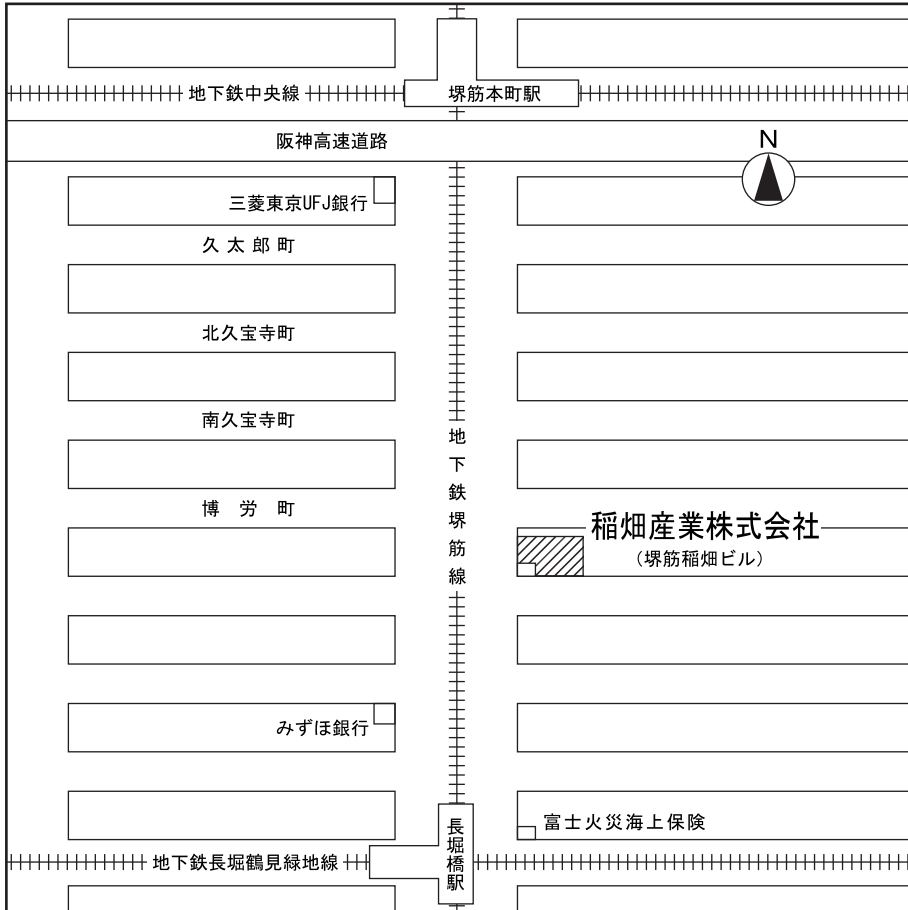
●地下鉄堺筋線・長堀鶴見緑地線　長堀橋駅より徒歩約５分
●地下鉄中央線・堺筋線　堺筋本町駅より徒歩約７分